

## ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第 7 期）（素案）についての 市民意見交換会の実施結果

ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第 7 期）（素案）に係る市民意見交換会（平成 30 年 1 月 11 日、12 日開催）の実施結果について、以下のとおり公表します。

◇参加人数 平成 30 年 1 月 11 日（木） 5 人

平成 30 年 1 月 12 日（金） 8 人

◇意見数・・・ 30 件、うち公表する意見 14 件

いただいたご意見のうち 16 件は、市民意見聴取でいただいたご意見と同趣旨の内容であるため、ご意見の項目と件数のみ記載しています。

項番	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
1	介護保険サービスの利用に結びついていない人が少なからずいるため、サービスにつなげる体制（高齢者サポートセンターの充実、ニーズ把握）を整備するべきである。	支援が必要な方を把握するため、民生委員、また、地域の事業者や警察等との情報共有に努めており、今後とも、これらのネットワークをより充実させ情報の活用を図っていきます。
2	居宅サービスの一部（訪問介護、通所介護、ショートステイ）は、第 7 期になったとたんに見込み量が急増している。見込みが過大ではないか。	第 7 期計画期間における被保険者数及び要介護認定者数の増加率や平成 29 年度の介護サービス供給見込みに第 6 期計画の介護サービス給付実績の変化率を乗じた値などを推計し、全国統一の「見える化システム」を用いて、介護サービス供給量を算出しており、適切に給付量を見込んでいます。
3	福祉・介護人材確保の取組みとあるが、現状を踏まえての具体的なホームヘルパーや介護職員の確保策がまったく書かれていない。何らかの形で記載するべき。	計画案には、介護人材が不足していく見込みである現状を踏まえて取組みを進めていく旨を追加記載します。
4	特別養護老人ホームの整備根拠として、在宅での待機者を挙げているが、有料老人ホームの入居者の中にも特別養護老人ホームへの入所を希望している人がいる。有料老人ホーム入居者の特別養護老人ホームへの入所ニーズを把握するべきである。	第 7 期計画における特別養護老人ホームの整備数については、在宅で介護を受けながら、特別養護老人ホームの入所待ちをしている要介護度 3、4、5の方が、待機されている人の中で最も緊急性が高いと判断し、算出したものです。いただいたご意見は今後の介護保険施設整備を検討する際の参考とさせていただきます。

5	第6期では地域密着型特別養護老人ホームが計画どおりに整備できなかった。第7期では、広域型特別養護老人ホームと地域密着型特別養護老人ホームの両方を整備するとあるが、整備できる担保はあるのか。	第6期計画においては、地域密着型特別養護老人ホームは、単一の日常生活圏域を整備単位としていたが、第7期計画案では複数の日常生活圏域を合わせた区域を整備単位とするよう条件を緩和することで、事業者の参入を促進する考えです。
6	107 ページの介護保険料基準月額が介護給付費準備基金取り崩し後の額か。	計画素案に記載の保険料基準月額は、介護給付費準備基金の見込み額を取り崩して保険料額を軽減することを想定した金額です。
7	アンケート調査結果のうち、39 ページの「介護保険のありかた」の回答選択肢では、保険料とサービスとの関係しか書かれていない。利用者負担額を含めた負担と給付に関する意見が聴取できるよう選択肢の中身を再検討するべきではないか。	次期計画の策定に関するご意見として参考とさせていただきます。
8	まだまだ介護保険制度をよく知らない人が多い。広く周知できるような工夫が必要では。	「わたしたちのまちの介護保険」や、「高齢者サービス利用の手引き」などの冊子を作成・配付しているほか、市職員による出前講座も行っており、制度周知に努めているところです。今後も引き続き、サービスを必要とする人が必要な情報を入手できるよう、制度周知に努めます。
9	ひとり暮らしの方への定期連絡の取組みについて、連絡時に留守であった場合は改めて連絡するのか。繰り返し連絡しても電話に出ない場合は、訪問し安否確認することもあるのか。	ひとり暮らし高齢者の定期連絡は、緊急通報システムの運営を受託している事業者が実施しており、連絡の状況については市に報告があります。
10	認知症地域支援推進員を高齢者サポートセンターに配置するとあるが、センター職員を増員するのか。	認知症地域支援推進員は、現行の高齢者サポートセンターの職員が兼務するため、増員とはなりません。
11	事業者連絡会の活動についての記載があるが、連絡会の会議録は作成しているか。作成しているなら、開示してほしい。	事業者連絡会は、事業者が自主的に開催しているもので、市職員も参加していますが、会議録の開示については市が回答できるものではありません。
12	計画素案に対する意見聴取を実施していることがもっと目立つように、ポスターの掲出等の工夫をするべきではないか。	意見回収箱の設置場所や周知の掲示を分かりやすくするなど、意見聴取の実施が広く知れ渡るよう工夫します。

13	<p>現行の高齢者外出支援事業に代わる新たな外出支援事業を検討するということが、市民から意見を聞く場を設ける予定はあるのか。</p>	<p>今後の外出支援策の検討にかかる市民意見交換会の実施は予定していませんが、平成 29 年度から実施している高齢者外出支援にかかる交通系 IC カード購入等助成事業に併せて、高齢者の外出支援に関するアンケート調査を行うことで、高齢者からの意見聴取に努めているところです。</p>
14	<p>第 7 期から第 1 号被保険者の負担割合が 23%に上がるが、この率は国で決めているのか。</p>	<p>全国の被保険者数に対する第 2 号被保険者数の割合から各期における第 2 号被保険者の負担割合を国が決定しますので、介護保険給付費の財源構成のうち、被保険者の負担割合 50%から第 2 号被保険者負担分を差し引いた割合が第 1 号被保険者の標準負担割合となります。</p>

**市民意見聴取でいただいたご意見と同趣旨の意見項目と件数**

- 計画の法的根拠について 1 件
- 介護保険料について 1 件
- 特別養護老人ホームについて 4 件
- 街かどデイハウスについて 1 件
- 介護保険財政について 1 件
- 計画策定に係る市民意見聴取について 1 件
- 高齢者外出支援事業について 3 件
- シルバー人材センターについて 1 件
- 地域支援事業について 1 件
- 介護者支援について 1 件
- 社会福祉審議会について 1 件